

第 1 条 豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 2 7 年豊明市条例第 2 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>（趣旨）</u> <u>第 1 条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し利用者が負担する費用について必要な事項を定めるものとする。</u> <u>（定義）</u> <u>第 2 条 この条例における用語は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</u> <u>（利用者負担額）</u> <u>第 3 条 市長は、支給認定子どもが特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用したときは、次のとおり利用者負担額を定めるものとする。</u> <u>（1） 法第 1 9 条第 1 項第 1 号に規定する場合 別表に定める額</u> <u>（2） 法第 1 9 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する場合 豊明市保育所保育の実施条例（昭和 6 2 年豊明市条例第 2 号）第 3 条及び豊明市保育所保育の実施条例施行規則（昭和 6 2 年豊明市規則第 5 号）第 6 条に規定する額</u> <u>（委任）</u> <u>第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u>	（廃止）

第2条 豊明市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年豊明市条例第52号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>（趣旨）</u> 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、保育の必要性の認定の基準を定めることを目的とする。 （保育の必要性の基準） 第3条 （略） （1）～（6） （略） （7） （略） ア （略） イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 （8） （略） （9） 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特	<u>（趣旨）</u> 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第1項第2号</u>に規定する保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由に関し、保育の必要性の認定の基準について必要な事項を定めるものとする。 （保育の必要性の基準） 第3条 （略） （1）～（6） （略） （7） （略） ア （略） イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 （8） （略） （9） 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、<u>特定</u>

定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(10) (略)

地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(10) (略)

第3条 豊明市保育所保育の実施条例（昭和62年豊明市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）																		
（保育料） 第3条 市長は、前条の規定により入所した児童の保護者から、児童福祉法第56条第2項の規定に基づき、保育料を徴収する。 2 前項の規定による保育料は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号の規定による政令で定める額を限度として、別表に定める額とする。</u> 別表（第3条関係） 豊明市保育料徴収基準額表 <table><tr><td>階層</td><td><u>支給認定保護者</u></td><td rowspan="4">(略)</td></tr><tr><td>A</td><td>保育のあった月において被保護者等又は里親</td></tr><tr><td>B</td><td><u>市町村民税を課されない者</u></td></tr><tr><td colspan="2">(以下略)</td></tr></table> 備考 1 (略) <u>(1) 支給認定保護者 法第20条第4項第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。</u>	階層	<u>支給認定保護者</u>	(略)	A	保育のあった月において被保護者等又は里親	B	<u>市町村民税を課されない者</u>	(以下略)		（保育料） 第3条 市長は、前条の規定により入所した児童の保護者から、児童福祉法第56条第2項の規定に基づき、保育料を徴収する。<u>ただし、3歳以上児（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）については、この限りでない。</u> 2 前項の規定による保育料は_____ _____、別表に定める額とする。 別表（第3条関係） 豊明市保育料徴収基準額表 <table><tr><td>階層</td><td><u>教育・保育給付認定保護者</u></td><td rowspan="4">(略)</td></tr><tr><td>A</td><td>保育のあった月において被保護者等又は里親</td></tr><tr><td>B</td><td><u>市町村民税世帯非課税者</u></td></tr><tr><td colspan="2">(以下略)</td></tr></table> 備考 1 (略) <u>(1) 教育・保育給付認定保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。</u>	階層	<u>教育・保育給付認定保護者</u>	(略)	A	保育のあった月において被保護者等又は里親	B	<u>市町村民税世帯非課税者</u>	(以下略)	
階層	<u>支給認定保護者</u>	(略)																	
A	保育のあった月において被保護者等又は里親																		
B	<u>市町村民税を課されない者</u>																		
(以下略)																			
階層	<u>教育・保育給付認定保護者</u>	(略)																	
A	保育のあった月において被保護者等又は里親																		
B	<u>市町村民税世帯非課税者</u>																		
(以下略)																			

(2)・(3) (略)

(4) 市町村民税を課されない者 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第4条第2項第7号の規定による場合における当該支給認定保護者をいう。

(5) 市町村民税所得割合算額 政令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(6) ひとり親家庭等の世帯 支給認定保護者 又は当該支給認定保護者 と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する場合をいう。

ア・イ (略)

2 (略)

3 A階層からD8階層までに掲げる者のいずれにも該当しない支給認定保護者 については、D9階層に該当する者であると推定する。

4 保護者が養育、監護している満18歳未満の子どもが、年度の初日において3人以上いる世帯の児童のうち、出生の早いものから数えて3番目以降であり、法に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用している法第19条第1項第3号に規定する児童の保育料は、この表のC階層からD3階層までに属する世帯の児童については0円とし、D4階層からD8階層までに属する世帯の児童のうち入所順位が1番目の児童についてはこの表の徴収額の欄に掲げる額の2分の1の額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

5 前項の規定にかかわらず、同一世帯に負担額算定基準子ども(政令第

(2)・(3) (略)

(4) 市町村民税世帯非課税者 政令第4条第2項第8号イの規定による場合における当該教育・保育給付認定保護者をいう。

(5) 市町村民税所得割合算額 政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(6) ひとり親家庭等の世帯 教育・保育給付認定保護者 又は当該教育・保育給付認定保護者 と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する場合をいう。

ア・イ (略)

2 (略)

3 A階層からD8階層までに掲げる者のいずれにも該当しない教育・保育給付認定保護者 については、D9階層に該当する者であると推定する。

4 保護者が養育、監護している満18歳未満の子どもが、年度の初日において3人以上いる世帯の児童のうち、出生の早いものから数えて3番目以降であ_____る児童の保育料は、この表のC階層からD3階層までに属する世帯の児童については0円とし、D4階層からD8階層までに属する世帯の児童のうち入所順位が1番目の児童についてはこの表の徴収額の欄に掲げる額の2分の1の額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

5 前項の規定にかかわらず、同一世帯に負担額算定基準子ども(政令第

14条各号列記以外の部分に規定する負担額算定基準子ども及び市長が別に定める者をいう。)である小学校就学前子どもが2人以上いる場合において、当該負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち、第2子である児童に係る徴収額はこの表の徴収額(月額)の欄に掲げる額に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の児童に係る徴収額は0円とする。

6 前2項の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額57,700円未満の支給認定保護者に特定被監護者等(政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合において、当該特定被監護者等のうち、第2子である児童に係る徴収額はこの表の徴収額(月額)の欄に掲げる額に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の児童に係る徴収額は0円とする。

7 前3項の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額77,101円未満のひとり親家庭等の世帯の支給認定保護者に特定被監護者等が2人以上いる場合においては、当該特定被監護者等のうち第2子以降の児童に係る徴収額は0円とする。

8 (略)

13条第2項に規定する負担額算定基準子ども及び市長が別に定める者をいう。)が2人以上いる場合において、当該負担額算定基準子どものうち、第2子である児童に係る徴収額はこの表の徴収額(月額)の欄に掲げる額に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の児童に係る徴収額は0円とする。

6 前2項の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額57,700円未満の教育・保育給付認定保護者に特定被監護者等(政令第14条各号列記以外の部分に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合において、当該特定被監護者等のうち、第2子である児童に係る徴収額はこの表の徴収額(月額)の欄に掲げる額に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の児童に係る徴収額は0円とする。

7 前3項の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額77,101円未満のひとり親家庭等の世帯の教育・保育給付認定保護者に特定被監護者等が2人以上いる場合においては、当該特定被監護者等のうち第2子以降の児童に係る徴収額は0円とする。

8 (略)

第4条 豊明市病後児保育室設置条例（平成27年豊明市条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（使用料等） 第4条 前条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、病後児保育室使用料（以下「使用料」という。）を納入しなければならない。 2・3 （略） 4 市長は、<u>前項</u>に定めるもののほか、必要な<u>実費</u>を利用者から徴収することができる。	（使用料等） 第4条 前条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、病後児保育室使用料（以下「使用料」という。）を納入しなければならない。<u>ただし、施設等利用給付認定子どもの利用（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号及び第3号に該当する小学校就学前子どもに係る施設等利用費として支給すべき額の限度における利用に限る。）については、この限りでない。</u> 2・3 （略） 4 市長は、<u>前3項</u>に定めるもののほか、必要な<u>費用</u>を利用者から徴収することができる。

第5条 豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊明市条例第38号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>目次</u> <u>（略）</u> <u>第1章 総則</u> （趣旨） 第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）</u>において使用する用語の例による。 （一般原則） 第3条 <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u> <u>2～4 （略）</u> <u>第4条～第52条 （略）</u> 附 則 <u>第2条～第5条 （略）</u>	（削る） （削る） （趣旨） 第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、<u>法</u> において使用する用語の例による。 （<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準</u>） 第3条 <u>法第34条第2項及び第46条第2項に規定する条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるところによる。</u> （削る） 附 則 （削る）

豊明市有料自転車駐車場条例（平成元年豊明市条例第 2 3 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第 2 （第 5 条関係） （有料自転車駐車場使用料表） 【別記1 参照】	別表第 2 （第 5 条関係） （有料自転車駐車場使用料表） 【別記1 参照】

【別記1】

現行

普通駐車料金 (1日1回につき)		定期駐車料金		
			一般	学生(高校生以下)
自転車	100円	1箇月	<u>1,480円</u>	<u>1,050円</u>
		2箇月	<u>2,750円</u>	<u>1,900円</u>
		3箇月	<u>4,020円</u>	<u>2,540円</u>
		6箇月	<u>6,990円</u>	<u>4,230円</u>
		1箇年	<u>12,070円</u>	<u>6,770円</u>
原動機付自転車	200円	1箇月	<u>2,650円</u>	
		2箇月	<u>4,870円</u>	
		3箇月	<u>7,090円</u>	
		6箇月	<u>12,390円</u>	
		1箇年	<u>20,760円</u>	

改正後（案）

普通駐車料金 (1日1回につき)		定期駐車料金		
			一般	学生（高校生以下）
自転車	100円	1箇月	<u>1,500円</u>	<u>1,060円</u>
		2箇月	<u>2,800円</u>	<u>1,930円</u>
		3箇月	<u>4,090円</u>	<u>2,580円</u>
		6箇月	<u>7,110円</u>	<u>4,300円</u>
		1箇年	<u>12,290円</u>	<u>6,890円</u>
原動機付自転車	200円	1箇月	<u>2,690円</u>	
		2箇月	<u>4,960円</u>	
		3箇月	<u>7,220円</u>	
		6箇月	<u>12,610円</u>	
		1箇年	<u>21,140円</u>	

豊明市手数料徴収条例（平成 1 2 年豊明市条例第 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○豊明市手数料徴収条例 （種類及び金額等） 第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （ 1 ） ～ （ 1 5 ） （略） （ 1 6 ） 印鑑登録証明手数料 1 通につき <u>2 0 0</u> 円 （ 1 7 ） （略） （ 1 8 ） 身分に関する証明手数料 1 通につき <u>2 0 0</u> 円 （ 1 9 ） 住民基本台帳に関する住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料 1 通につき <u>2 0 0</u> 円 （ 2 0 ） 住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料 1 件につき <u>1 0 0</u> 円 （ 2 1 ）、（ 2 2 ） （略） （ 2 3 ） 租税、その他公課に関する証明手数料 1 件につき <u>2 0 0</u> 円 ただし、納税証明のうち、税額が表示されるものについては、年度、税目ごとに 1 件とする。 （ 2 4 ） 地方税法第 3 8 2 条の 3 の規定に基づく固定資産課税台帳の記載事項の証明手数料 1 件につき <u>2 0 0</u> 円 （ 2 5 ） 営業及び職業に関する証明手数料 1 件につき <u>2 0 0</u> 円	○豊明市手数料徴収条例 （種類及び金額等） 第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （ 1 ） ～ （ 1 5 ） （略） （ 1 6 ） 印鑑登録証明手数料 1 通につき <u>3 0 0</u> 円 （ 1 7 ） （略） （ 1 8 ） 身分に関する証明手数料 1 通につき <u>3 0 0</u> 円 （ 1 9 ） 住民基本台帳に関する住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料 1 通につき <u>3 0 0</u> 円 （ 2 0 ） 住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料 1 件につき <u>2 0 0</u> 円 （ 2 1 ）、（ 2 2 ） （略） （ 2 3 ） 租税、その他公課に関する証明手数料 1 件につき <u>3 0 0</u> 円 ただし、納税証明のうち、税額が表示されるものについては、年度、税目ごとに 1 件とする。 （ 2 4 ） 地方税法第 3 8 2 条の 3 の規定に基づく固定資産課税台帳の記載事項の証明手数料 1 件につき <u>3 0 0</u> 円 （ 2 5 ） 営業及び職業に関する証明手数料 1 件につき <u>3 0 0</u> 円

(26) 法人及び組合に関する証明手数料 1件につき 200円

(27) 地方税法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧手数料 1件につき 200円

(28) 公簿、図面等の証明又は閲覧手数料 1件につき 200円

ただし、土地台帳、家屋台帳及び土地整理図は字単位を1件とする。

(29) 在宅重度身体障害者等短期保護手数料 別表第3に定める額

(30) 徘徊高齢者家族支援サービス利用手数料 1月につき500円

(31) 地縁の団体に関する証明手数料 1通につき 200円

(32) 子育て支援短期利用手数料 別表第4に定める額

(33) 介護サービス事業所の指定事務手数料 別表第5に定める額

(34) その他諸証明手数料 1件につき 200円

別表第1、別表第2（略）

別表第3

別表第4

別表第5

(26) 法人及び組合に関する証明手数料 1件につき 300円

(27) 地方税法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧手数料 1件につき 300円

(28) 公簿、図面等の証明又は閲覧手数料 1件につき 300円

ただし、土地台帳、家屋台帳及び土地整理図は字単位を1件とする。

(29) 地縁の団体に関する証明手数料 1通につき 300円

(30) 介護サービス事業所の指定事務手数料 別表第3に定める額

(31) その他諸証明手数料 1件につき 300円

別表第1、別表第2（略）

別表第3

豊明市大学等入学支援金給付条例（平成28年豊明市条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（決定の取消） <u>第7条</u> （略） （入学支援金の返還） <u>第8条</u> _____ _____ _____ _____ _____ （略） （委任） <u>第9条</u> （略）	<u>（給付額の変更）</u> <u>第7条</u> 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、入学支援金の給付額を変更するものとする。 <u>（1） 他の奨学金を受給したとき。</u> <u>（2） 前号に掲げるもののほか、市長が給付の額として適当でない</u> <u>と認めたとき。</u> （決定の取消） <u>第8条</u> （略） （入学支援金の返還） <u>第9条</u> 奨学生は、第7条の規定により入学支援金の給付額の変更があったときは、市長が指定する期日までに、既に給付を受けた入学支援金と変更後の給付額との差額分を一括して返還しなければならない。 <u>ただし、市長が特に必要と認めたときは、分割して返還することができる。</u> <u>2</u> （略） （委任） <u>第10条</u> （略）

豊明市大学等入学支援金貸付条例（平成 2 8 年豊明市条例第 8 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（貸付けの取消） <u>第 7 条</u> （略） （入学支援金の返還） <u>第 8 条</u> _____ _____ _____ _____ _____ （略） <u>2</u> （略） （返還の猶予） <u>第 9 条</u> （略） （返還の免除）	<u>（貸付額の変更）</u> <u>第 7 条</u> 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、入学支援金の貸付額を変更するものとする。 <u>（ 1 ）</u> 他の奨学金を受給したとき。 <u>（ 2 ）</u> 前号に掲げるもののほか、市長が貸付けの額として適当でないときと認めたとき。 （貸付けの取消） <u>第 8 条</u> （略） （入学支援金の返還） <u>第 9 条</u> 奨学生は、第 7 条の規定により入学支援金の貸付額の変更があったときは、市長が指定する期日までに、既に貸付けを受けた入学支援金と変更後の貸付額との差額分を一括して返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、分割して返還することができる。 <u>2</u> （略） <u>3</u> （略） （返還の猶予） <u>第 1 0 条</u> （略） （返還の免除）

第 1 0 条 (略)

(延滞金)

第 1 1 条 (略)

(委任)

第 1 2 条 (略)

第 1 1 条 (略)

(延滞金)

第 1 2 条 (略)

(委任)

第 1 3 条 (略)

第 1 条 豊明市立公民館条例（昭和 5 2 年豊明市条例第 2 9 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第 7 条関係） 【別記 1 参照】	別表（第 7 条関係） 【別記 1 参照】

【別記 1】

現行

別表（第 7 条関係）

（単位 円）

名称	室名	午前	午後	夜間	全日	延長
		9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	17：30～ 21：00	9：00～ 21：00	21 時を超える 1 時間
中央 公民館	会議室	790	1,040	910	2,740	260
	視聴覚室	960	1,280	1,130	3,370	320
	実習室	1,420	1,900	1,660	4,980	470
	作法室	960	1,280	1,130	3,370	320
	ホール	3,790	5,060	4,420	13,270	1,260
南部 公民館	会議室 A	1,080	1,440	1,250	3,770	350
	会議室 B	960	1,280	1,130	3,370	320
	作法室	1,080	1,440	1,250	3,770	350
	視聴覚室	1,570	2,090	1,830	5,490	520
	大会議室	2,160	2,880	2,520	7,560	720

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、ホールのみ 1 時間 1,370 円を加算徴収する。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2 倍（ホール冷暖房費含む。）とする。

改正後（案）

別表（第 7 条関係）

（単位 円）

名称	室名	午前	午後	夜間	全日	延長
		9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	17：30～ 21：00	9：00～ 21：00	21 時を超える 1 時間
中央 公民館	会議室	940	1,240	1,090	3,270	310
	視聴覚室	1,150	1,530	1,350	4,030	380
	実習室	1,700	2,280	1,990	5,970	560
	作法室	1,150	1,530	1,350	4,030	380
	ホール	4,540	6,070	5,300	15,910	1,510
南部 公民館	会議室 A	1,290	1,720	1,500	4,510	420
	会議室 B	1,150	1,530	1,350	4,030	380
	作法室	1,290	1,720	1,500	4,510	420
	視聴覚室	1,880	2,500	2,190	6,570	620
	大会議室	2,590	3,450	3,020	9,060	860

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、ホールのみ 1 時間 1,640 円を加算徴収する。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2 倍（ホール冷暖房費含む。）とする。

第2条 豊明市文化会館条例（平成5年豊明市条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第1（第9条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第9条関係） 【別記2 参照】	別表第1（第9条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第9条関係） 【別記2 参照】

【別記 1】

現行

別表第 1（第 9 条関係）

（単位 円）

使用時間 使用区分		早朝	午前	午後	夜間	全日	延長
		8：30～ 9：00	9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	17：30～ 21：00	9：00～ 21：00	21 時を超え る 1 時間
大ホール	平日	2,400	14,410	19,210	16,800	50,420	4,800
	土・日・祝日	3,000	18,010	24,010	21,000	63,020	6,000
小ホール	平日	890	5,360	7,150	6,260	18,770	1,780
	土・日・祝日	1,120	6,700	8,940	7,820	23,460	2,230
ギャラリー	平日	890	5,360	7,150	6,260	18,770	1,780
	土・日・祝日	1,120	6,700	8,940	7,820	23,460	2,230
楽屋 1		40	210	280	240	730	70
楽屋 2		50	270	370	310	950	90
楽屋 3		50	270	370	310	950	90
楽屋 4		50	270	370	310	950	90
リハーサル室		280	1,690	2,260	1,970	5,920	560
練習室 1		130	830	1,110	960	2,900	270
練習室 2		110	700	940	820	2,460	230
第 1 会議室		170	1,040	1,390	1,220	3,650	340
第 2 会議室		170	1,040	1,390	1,220	3,650	340
茶室		210	1,260	1,680	1,470	4,410	420

備考

- 1 営利、宣伝等が目的の催物で施設を利用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収し、最高入場料等徴収額が 1,000 円以上のときは、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2 倍とする。
- 3 準備等でホールの舞台のみを利用するときは、使用料の 3 割相当の額とし、10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 4 ギャラリーを 2 分の 1 利用する場合は、使用料の半額相当額とし、10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

改正後（案）

別表第 1（第 9 条関係）

（単位 円）

時間区分 使用区分		早朝 8：30～ 9：00	午前 9：00～ 12：00	午後 13：00～ 17：00	夜間 17：30～ 21：00	全日 9：00～ 21：00	延長 21 時を超え る 1 時間
大ホール	平日	2,880	17,290	23,050	20,160	60,500	5,760
	土・日・祝日	3,600	21,610	28,810	25,200	75,620	7,200
小ホール	平日	1,060	6,430	8,580	7,510	22,520	2,130
	土・日・祝日	1,340	8,040	10,720	9,380	28,140	2,670
ギャラリー	平日	1,060	6,430	8,580	7,510	22,520	2,130
	土・日・祝日	1,340	8,040	10,720	9,380	28,140	2,670
楽屋 1		40	250	330	280	860	80
楽屋 2		60	320	440	370	1,130	100
楽屋 3		60	320	440	370	1,130	100
楽屋 4		60	320	440	370	1,130	100
リハーサル室		330	2,020	2,710	2,360	7,090	670
練習室 1		150	990	1,330	1,150	3,470	320
練習室 2		130	840	1,120	980	2,940	270
第 1 会議室		200	1,240	1,660	1,460	4,360	400
第 2 会議室		200	1,240	1,660	1,460	4,360	400
茶室		250	1,510	2,010	1,760	5,280	500

備考

- 1 営利、宣伝等が目的の催物で施設を利用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収し、最高入場料等徴収額が 1,000 円以上のときは、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2 倍とする。
- 3 準備等でホールの舞台のみを利用するときは、使用料の 3 割相当の額とし、10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 4 ギャラリーを 2 分の 1 利用する場合は、使用料の半額相当額とし、10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

【別記 2】

現行

別表第 2（第 9 条関係）

区分		No.	品名	単位	使用料 (円)
舞 台 設備	大・小ホール兼用	1	所作台	1 式	2,880
		2	平台（箱足、開足含む）	1 枚	100
		3	松羽目	1 式	1,020
		4	竹羽目	1 式	1,020
		5	金屏風	1 双	510
		6	鳥の子屏風	1 双	510
		7	緋毛せん	1 枚	100
		8	長布団	1 枚	100
		9	高座用座布団	1 枚	100
		10	上敷	1 枚	100
		11	雪かご	1 式	510
		12	バレエ用シート	1 枚	200
		13	指揮者台（譜面台付）	1 台	200
		14	譜面台（譜面灯付）	1 台	100
	大ホール	15	音響反射板	1 式	3,080
		16	地がすり	1 枚	510
		17	しゃ幕	1 枚	510
		18	演台（脇台、花台、司会者台付）	1 式	720
	小ホール	19	音響反射板	1 式	2,050
		20	地がすり	1 枚	300
		21	しゃ幕	1 枚	300
		22	演台（脇台、花台付）	1 式	610
照 明 設備	大ホール	23	第 1 ボーダーライト	1 列	610
		24	第 2 ボーダーライト	1 列	610
		25	第 1 サスペンションライト	1 列	1,230

		26	第 2 サスペンションライト	1 列	1,230
		27	第 3 サスペンションライト	1 列	1,230
		28	アッパーホリゾンライト	1 列	1,440
		29	ロアーホリゾンライト	1 列	820
		30	フロントサイドスポットライト	1 式	1,640
		31	シーリングスポットライト	1 列	1,640
		32	トーマンタルスポットライト	1 式	510
		33	フットライト	1 列	300
		34	花道フットライト	1 列	200
		35	センターピンスポットライト	1 台	1,020
		36	天井反射板ライト	1 式	820
		37	スポットライト (1KW)	1 台	200
		38	スポットライト (500W)	1 台	100
		39	エフェクトスポット	1 式	1,230
		40	ステージビーム	1 台	100
		41	ミラーボール	1 台	510
		42	スモークマシーン	1 式	510
		43	オーロラマシーン	1 台	510
		44	ストロボマシーン	1 式	510
	小ホール	45	ボーダーライト	1 列	300
		46	第 1 サスペンションライト	1 列	1,020
		47	第 2 サスペンションライト	1 列	1,020
		48	アッパーホリゾンライト	1 列	510
		49	ロアーホリゾンライト	1 列	510
		50	シーリングスポットライト	1 列	510
		51	フットライト	1 列	200
		52	センターピンスポットライト	1 台	510
		53	天井反射板ライト	1 式	300
		54	スポットライト (1KW)	1 台	200
		55	スポットライト (500W)	1 台	100
		56	エフェクトスポット	1 式	1,230

音響設備	ホール・ギャラリー ー・リハーサル室	57	拡声装置 A	1 式	2,460
		58	拡声装置 B	1 式	820
		59	ステージスピーカー	1 台	510
		60	FB スピーカー	1 台	510
		61	エレベーターマイクロホン	1 式	1,020
		62	三点吊りマイクロホン	1 式	1,020
		63	コンデンサーマイクロホン	1 本	410
		64	ダイナミックマイクロホン	1 本	200
		65	ワイヤレスマイクロホン	1 本	200
		66	マイクロホンスタンド	1 台	100
楽器	ピアノ等	67	フルコンサートピアノ（調律料含まず）	1 台	3,080
		68	グランドピアノ（調律料含まず）	1 台	1,020
		69	大太鼓（台、バチ付）	1 式	510
		70	ティンパニー	1 式	1,020
		71	バスドラム	1 式	510
その他	映写機	72	16 ミリ	1 式	2,050
		73	ビジュアルプレゼンター	1 式	300
		74	OHP（スクリーン含む）	1 台	300
		75	スライド A（スクリーン含む）	1 台	610
		76	スライド B（スクリーン含む）	1 台	300
		77	DVD	1 式	300
		78	プロジェクター	1 式	1,020
	その他	79	可動ステージ	1 式	510
		80	茶道具	1 式	510
		81	電源コンセント（1KW）	1 口	200

備考 この表は 1 回の使用料を示し午前(早朝含む)、午後、夜間(延長含む)をそれぞれ 1 回とする。

改正後（案）

別表第2（第9条関係）

区分		No.	品名	単位	使用料 (円)
舞 台 設 備	大・小ホール兼用	1	所作台	1 式	3,450
		2	平台（箱足、開足含む。）	1 枚	120
		3	松羽目	1 式	1,220
		4	竹羽目	1 式	1,220
		5	金屏風	1 双	610
		6	鳥の子屏風	1 双	610
		7	緋毛せん	1 枚	120
		8	長布団	1 枚	120
		9	高座用座布団	1 枚	120
		10	上敷	1 枚	120
		11	雪かご	1 式	610
		12	バレエ用シート	1 枚	240
		13	指揮者台（譜面台付）	1 台	240
		14	譜面台（譜面灯付）	1 台	120
	大ホール	15	音響反射板	1 式	3,690
		16	地がすり	1 枚	610
		17	しゃ幕	1 枚	610
		18	演台（脇台、花台、司会者台付）	1 式	860
	小ホール	19	音響反射板	1 式	2,460
		20	地がすり	1 枚	360
		21	しゃ幕	1 枚	360
		22	演台（脇台、花台付）	1 式	730
照 明 設 備	大ホール	23	第1 ボーダーライト	1 列	730
		24	第2 ボーダーライト	1 列	730
		25	第1 サスペンションライト	1 列	1,470
		26	第2 サスペンションライト	1 列	1,470
		27	第3 サスペンションライト	1 列	1,470

音響設備		28	アッパーホリゾンライト	1 列	1,720
		29	ローアホリゾンライト	1 列	980
		30	フロントサイドスポットライト	1 式	1,960
		31	シーリングスポットライト	1 列	1,960
		32	トーマンタルスポットライト	1 式	610
		33	フットライト	1 列	360
		34	花道フットライト	1 列	240
		35	センターピンスポットライト	1 台	1,220
		36	天井反射板ライト	1 式	980
		37	スポットライト (1KW)	1 台	240
		38	スポットライト (500W)	1 台	120
		39	エフェクトスポット	1 式	1,470
		40	ステージビーム	1 台	120
		41	ミラーボール	1 台	610
		42	スモークマシーン	1 式	610
		43	オーロラマシーン	1 台	610
		44	ストロボマシーン	1 式	610
	小ホール	45	ボーダーライト	1 列	360
		46	第 1 サスペンションライト	1 列	1,220
		47	第 2 サスペンションライト	1 列	1,220
		48	アッパーホリゾンライト	1 列	610
		49	ローアホリゾンライト	1 列	610
		50	シーリングスポットライト	1 列	610
		51	フットライト	1 列	240
		52	センターピンスポットライト	1 台	610
		53	天井反射板ライト	1 式	360
		54	スポットライト (1KW)	1 台	240
		55	スポットライト (500W)	1 台	120
		56	エフェクトスポット	1 式	1,470
	ホール・ギャラリー・リハーサル室	57	拡声装置 A	1 式	2,950
		58	拡声装置 B	1 式	980

		59	ステージスピーカー	1 台	610
		60	FB スピーカー	1 台	610
		61	エレベーターマイクロホン	1 式	1,220
		62	三点吊りマイクロホン	1 式	1,220
		63	コンデンサーマイクロホン	1 本	490
		64	ダイナミックマイクロホン	1 本	240
		65	ワイヤレスマイクロホン	1 本	240
		66	マイクロホンスタンド	1 台	120
楽器	ピアノ等	67	フルコンサートピアノ（調律料含まず。）	1 台	3,690
		68	グランドピアノ（調律料含まず。）	1 台	1,220
		69	大太鼓（台、バチ付）	1 式	610
		70	ティンパニー	1 式	1,220
		71	バスドラム	1 式	610
その他	映写機	72	16 ミリ	1 式	2,460
		73	ビジュアルプレゼンター	1 式	360
		74	OHP（スクリーン含む。）	1 台	360
		75	スライド A（スクリーン含む。）	1 台	730
		76	スライド B（スクリーン含む。）	1 台	360
		77	DVD	1 式	360
		78	プロジェクター	1 式	1,220
		その他	79	可動ステージ	1 式
	80		茶道具	1 式	610
	81		電源コンセント（1KW）	1 口	240

備考 この表は 1 回の使用料を示し午前（早朝含む。）、午後、夜間（延長含む。）をそれぞれ 1 回とする。

第3条 豊明文化広場条例（昭和54年豊明市条例第26号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（使用料の納付） 第8条（略） 別表（第8条関係） 【別記1 参照】	（使用料） 第8条（略） 別表（第8条関係） 【別記1 参照】

【別記 1】

現行

別表（第 8 条関係）

（単位 円）

使用料金表								
時間区分 利用区分			午前	午後	夜間	全日	延長	宿泊
			9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	17：30～ 21：00	9：00～ 21：00	21 時を超え る 1 時間	17：30～ 翌 8：30
勅使 会館	和室	A	950	1,270	1,110	3,330	310	大人 1 人 630 小人 1 人〔小学生・中 学生〕 420
		B	400	530	460	1,390	130	大人 1 人 630 小人 1 人〔小学生・中 学生〕 420

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2 倍とする。

改正後（案）

別表（第 8 条関係）

（単位 円）

使用料金表								
時間区分 利用区分			午前	午後	夜間	全日	延長	宿泊
			9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	17：30～ 21：00	9：00～ 21：00	21 時を超え る 1 時間	17：30～ 翌 8：30
勅使 会館	和室	A	1, 140	1, 520	1, 330	3, 990	370	大人 1 人 750 小人 1 人〔小学生・中 学生〕 500
		B	480	630	550	1, 660	150	大人 1 人 750 小人 1 人〔小学生・中 学生〕 500

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2 倍とする。

第4条 豊明市大蔵池陶芸の館条例（平成7年豊明市条例3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第1（第8条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第8条関係） 【別記2 参照】	別表第1（第8条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第8条関係） 【別記2 参照】

【別記 1】

現行

別表第 2（第 8 条関係）

（単位 円）

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	全日	延長
	9 : 00～ 12 : 00	13 : 00～ 17 : 00	17 : 30～ 21 : 00	9 : 00～ 21 : 00	21時を超える 1時間
教室	1,200	1,600	1,400	4,200	400

備考 市外の者が利用する場合は、2倍とする。

改正後（案）

別表第 1（第 8 条関係）

（単位 円）

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	全日	延長
	9 : 00～ 12 : 00	13 : 00～ 17 : 00	17 : 30～ 21 : 00	9 : 00～ 21 : 00	21時を超える 1時間
教室	1,440	1,920	1,680	5,040	480

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。

【別記 2】

現行

別表第 2（第 8 条関係）

（単位 円）

付属設備	単位	使用料
ガス窯	1基時間当り	180
電気炉	1基時間当り	80

備考 市外の者が利用する場合は、2倍とする。

改正後（案）

別表第 2（第 8 条関係）

（単位 円）

付属設備	単位	使用料
ガス窯	1基時間当り	210
電気炉	1基時間当り	90

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。

第5条 豊明市体育施設条例（平成2年豊明市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第2（第7条関係） 【別記1 参照】	別表第2（第7条関係） 【別記1 参照】

【別記 1】

現行

別表第 2（第 7 条関係）

(1) グラウンド使用料

(単位 円)

区分		1 時間につき	夜間照明施設使用料	
			1 時間につき	1 時間を超える 30 分ごとに
勅使グラウンド	全面	1,340	9,440	4,720
	野球			
	ソフトボール	670	4,720	2,360
	1 面			
	サッカー	1,340	5,140	2,570
山田グラウンド	全面	670		

(2) 勅使テニスコート使用料

ア 個人利用（1 面）

(単位 円)

区分		2 時間につき	夜間照明施設使用料	
			1 時間につき	1 時間を超える 30 分ごとに
1～4 コート		680	720	360
A～D コート		590		

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9：00～12：00	13：00～17：00	17：30～21：00	9：00～21：00
1～4 コート	4,080	5,440	4,760	14,280
A～D コート	3,540	4,720		

(3) 勅使ターゲット・バードゴルフ場使用料

ア 個人利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間
	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 30～21 : 00
1 人	170	170	200

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 30～21 : 00	9 : 00～21 : 00
ターゲット・バード ゴルフ場	2,720	2,720	3,200	8,640

(4) 勅使弓道場使用料

ア 個人利用

(単位 円)

区分		午前	午後	夜間	全日
		9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 30～21 : 00	9 : 00～21 : 00
中学生以下	1 人	100	100	100	300
高校生以上 一般	1 人	200	200	200	600

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 30～21 : 00	9 : 00～21 : 00
弓道場	1,530	2,040	1,780	5,350

備考

- 1 専用利用の夜間照明施設使用料は、個人利用の場合と同じとする。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2 倍とする。

改正後（案）

別表第2（第7条関係）

(1) グラウンド使用料

（単位 円）

区分		1時間につき	夜間照明施設使用料	
			1時間につき	1時間を超える30分ごとに
勅使グラウンド	全面	1,600	11,320	5,660
	野球 ソフトボール 1面	800	5,660	2,830
	サッカー	1,600	6,160	3,080
	山田グラウンド 全面	800		

(2) 勅使テニスコート使用料

ア 個人利用（1面）

（単位 円）

区分		2時間につき	夜間照明施設使用料	
			1時間につき	1時間を超える30分ごとに
1～4コート		810	860	430
A～Dコート		700		

イ 専用利用

（単位 円）

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
1～4コート	4,890	6,520	5,710	17,120
A～Dコート	4,240	5,660		

(3) 勅使ターゲット・バードゴルフ場使用料

ア 個人利用

（単位 円）

区分	午前	午後	夜間
	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 30～21 : 00
ターゲット・バード ゴルフ場	200	200	240

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 30～21 : 00	9 : 00～21 : 00
ターゲット・バード ゴルフ場	3,260	3,260	3,840	10,360

(4) 勅使弓道場使用料

ア 個人利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 30～21 : 00	9 : 00～21 : 00
中学生以下	120	120	120	360
その他	240	240	240	720

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 30～21 : 00	9 : 00～21 : 00
弓道場	1,830	2,440	2,130	6,400

備考

- 1 専用利用の夜間照明施設使用料は、個人利用の場合と同じとする。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。

第6条 豊明市福祉体育館条例（昭和52年豊明市条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第9条関係） 【別記1 参照】	別表（第9条関係） 【別記1 参照】

【別記 1】

現行

別表（第 9 条関係）

アリーナ等使用料

（単位 円）

利用区分					利用時間	午前	午後	夜間	全日	延長
						9：00 ～12：00	13：00 ～17：00	17：30 ～21：00	9：00 ～21：00	21 時を超える 1 時間
専用 利用 ナ	入場料の類 を徴収しな い場合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	全部		5,640	7,520	6,560	19,720	1,880	
			2 分の 1		2,820	3,760	3,280	9,860	940	
			4 分の 1		1,410	1,880	1,640	4,930	470	
		営利を目的としない場合			22,560	30,080	26,320	78,960	7,520	
		営利を目的とする場合			56,400	75,200	65,800	197,400	18,800	
	入場料の類 を徴収する 場合	アマチュアスポーツに利用する場合			11,280	15,040	13,160	39,480	3,760	
		営利を目的としない場合			45,120	60,160	52,640	157,920	15,040	
		営利を目的とする場合			112,800	150,400	131,600	394,800	37,600	
	柔道場				1,680	2,240	1,960	5,880	560	
	剣道場				1,770	2,360	2,060	6,190	590	
	会議室				1,650	2,200	1,920	5,770	550	
個人 利用	中学生以下		1 人		70	70	70			
	高校生以上一般		1 人		140	140	140			
	トレーニングルーム		1 人 1 か月	1,000						

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、アリーナのみ 1 時間 4,130 円を加算徴収する。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2 倍（アリーナ冷暖房費を含む。）とする。

改正後（案）
別表（第9条関係）
アリーナ等使用料

（単位 円）

利用区分				時間区分	午前	午後	夜間	全日	延長
					9：00 ～12：00	13：00 ～17：00	17：30 ～21：00	9：00 ～21：00	21時を超える1 時間
専用 利用	アリーナ	入場料の類 を徴収しない 場合	アマチュアス全部	6,760	9,020	7,870	23,650	2,250	
			スポーツに利用2分の1	3,380	4,510	3,930	11,820	1,120	
			する場合4分の1	1,690	2,250	1,960	5,900	560	
			営利を目的としない場合	27,070	36,090	31,580	94,740	9,020	
			営利を目的とする場合	67,680	90,240	78,960	236,880	22,560	
	アリーナ	入場料の類 を徴収する 場合	アマチュアスポーツに利用する場合	13,530	18,040	15,790	47,360	4,510	
			営利を目的としない場合	54,140	72,190	63,160	189,490	18,040	
			営利を目的とする場合	135,360	180,480	157,920	473,760	45,120	
	柔道場			2,010	2,680	2,350	7,040	670	
	剣道場			2,120	2,830	2,470	7,420	700	
	会議室			1,980	2,640	2,300	6,920	660	
個人 利用	卓球場		中学生以下	80	80	80			
			その他	160	160	160			
	トレーニングルーム		1回	160					
			1か月	1,200					

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、アリーナのみ1時間4,950円を加算徴収する。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍（アリーナ冷暖房費を含む。）とする。

第7条 豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例（平成25年豊明市条例第26号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（使用料） 第13条 <u>開放施設の使用料は無料とする。ただし、照明施設を使用する場合においては、別表に定める照明施設使用料を利用許可を受けたときに納付しなければならない。</u> 2 <u>前項</u>に規定する<u>照明施設使用料</u>は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。 （<u>照明施設使用料</u>の還付） 第14条 既に納入された<u>照明施設使用料</u>（以下この条において「<u>使用料</u>」という。）は、還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 第17条 （略） （1）・（2）（略） （3）<u>照明施設使用料</u>の収受に関する業務 別表（第13条関係） 【別記1 参照】	（使用料） 第13条 <u>開放施設の施設使用料（以下「使用料」という。）は別表の定める額とし、利用の許可を受けたときに納付しなければならない。</u> 2 前項に規定する<u>使用料</u>は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。 （<u>使用料</u>の還付） 第14条 既に納入された<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 第17条 （略） （1）・（2）（略） （3）<u>使用料</u>の収受に関する業務 別表（第13条関係） 【別記1 参照】

【別記 1】

現行

別表(第 1 3 条関係)

(単位 円)

学校名及び開放施設	単位	照明施設使用料	
		2 時間(基本)	2 時間を超える 30 分増 すごとに
豊明中学校グラウンド		5,120	1,280
中学校体育館	全面	1,440	360
	片面	720	180
中学校武道場	全面	480	120
小学校体育館	全面	960	240
	片面	480	120

改正後（案）
別表（第 13 条関係）

（１）屋外体育施設

（単位 円）

開放施設	使用料	
	2 時間（基本）	2 時間を超える 30 分増 すごと
豊明中学校グラウンド	6,140	1,530

（２）屋内運動場等の体育施設

（単位 円）

開放施設	単位	使用料（2 時間）
中学校体育館	全面	800
	片面	400
中学校武道場	全面	400
小学校体育館	全面	500
	片面	250

豊明市総合福祉会館条例（昭和 6 3 年豊明市条例第 2 8 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第 9 条関係） （豊明市総合福祉会館使用料金） 【別記1 参照】	別表（第 9 条関係） （豊明市総合福祉会館使用料金） 【別記1 参照】

【別記1】

現行

時間区分 室名	午前	午後	夜間	全日	延長
	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00	21時を超える1時間
大会議室	2,280	3,040	2,640	7,960	760
大会議室 (A)	1,140	1,520	1,320	3,980	380
大会議室 (B)	1,140	1,520	1,320	3,980	380
視聴覚室	1,290	1,720	1,510	4,520	430

改正後 (案)

時間区分 室名	午前	午後	夜間	全日	延長
	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00	21時を超える1時間
大会議室	2,730	3,640	3,160	9,530	910
大会議室 (A)	1,360	1,820	1,580	4,760	450
大会議室 (B)	1,360	1,820	1,580	4,760	450
視聴覚室	1,540	2,060	1,810	5,410	510

豊明市障がい児特別支援療育事業の実施に関する条例（平成27年豊明市条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（使用料） <u>第6条 市長は、事業利用児童の保護者から使用料を徴収する。</u> <u>2 使用料の額は、事業利用児童1人につき、豊明市保育所保育の実施条例（昭和62年豊明市条例第2号）別表の豊明市保育料徴収基準額表に掲げる階層区分に応じ、1月あたり、同表の4歳以上児の短時間の欄に定める額と同額（D2—2の項4歳以上児の短時間の欄に掲げる額を上限とする。）とする。</u>	（削る）
<u>（使用料の減免）</u> <u>第7条 市長は、特に必要と認めるときは、前条第2項の使用料の一部又は全部を減免することができる。</u>	（削る）
（委任） <u>第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</u>	（委任） <u>第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</u>

豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年豊明市条例第 3 9 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>目次</u> <u>（略）</u> <u>第 1 章 総則</u> <u>（趣旨）</u> 第 1 条 （略） <u>（最低基準の目的）</u> 第 2 条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）第 1 条第 2 項に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。 <u>（最低基準の向上）</u> 第 3 条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	（削る） （削る） （趣旨） 第 1 条 （略） <u>（定義）</u> 第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 <u>（家庭的保育事業等の設備及び運営基準）</u> 第 3 条 法第 3 4 条の 1 6 第 1 項に規定する条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号。以下「省令」という。）に定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第4条～第48条 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 (略)

第2条～第5条 (略)

<u>第29条第2項第2号、第31条第2項第2号、第44条第2項第2号及び第47条第2項第2号</u>	<u>おおむね6人につき1人</u>	<u>おおむね6人につき1人(満1歳以上満2歳に満たない幼児については、おおむね5人につき1人)</u>
<u>第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項</u>	<u>保健師、看護師又は准看護師</u>	<u>保健師又は看護師</u>
<u>第43条第2号</u>	<u>1.65平方メートル以上</u>	<u>3.3平方メートル以上</u>

(削る)

(削る)

附 則

(施行期日)

第1条 (略)

(削る)

豊明市休日診療所条例（昭和55年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第5条関係） 【別記1 参照】	別表（第5条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

現行

種類	単位	金額	納付時期
診断書	1通	<u>1,610円</u>	交付を受けたとき
死亡診断書	1通	<u>2,160円</u>	
精密診断書	1通	<u>2,160円</u>	
死体検案書	1通	<u>10,800円</u>	

改正後（案）

種類	単位	金額	納付時期
診断書	1通	<u>1,650円</u>	交付を受けたとき
死亡診断書	1通	<u>2,200円</u>	
精密診断書	1通	<u>2,200円</u>	
死体検案書	1通	<u>11,000円</u>	

豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年豊明市条例第 3 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第 1 （第 9 条関係） 一般廃棄物処理手数料 【別記1 参照】 別表第 2 （第 2 3 条関係） 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者許可申請手数料 【別記2 参照】	別表第 1 （第 9 条関係） 一般廃棄物処理手数料 【別記1 参照】 別表第 2 （第 2 3 条関係） 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者許可申請手数料 【別記2 参照】

【別記1】

現行

種別	区分	単位及び手数料の額
し尿	定額料金 人頭割	月額 320円
	従量料金 (定額料金によることが不適当なもの)	36リットル 320円
一般廃棄物 (し尿を除く)	規則で定める粗大ごみを収集し、運搬し、及び処分するもの	1個 <u>1,020円</u>

改正後（案）

種別	区分	単位及び手数料の額
し尿	定額料金 人頭割	月額 320円
	従量料金 (定額料金によることが不適当なもの)	36リットル 320円
一般廃棄物 (し尿を除く)	規則で定める粗大ごみを収集し、運搬し、及び処分するもの	1個 <u>1,030円</u>

【別記2】

現行

種別	手数料の額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	5, 0 0 0 円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	5, 0 0 0 円
一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	<u>1, 0 0 0 円</u>
一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	<u>1, 0 0 0 円</u>
浄化槽清掃業許可申請手数料	5, 0 0 0 円
前各号の許可証に係る再交付手数料	<u>1, 0 0 0 円</u>

改正後（案）

種別	手数料の額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	5, 0 0 0 円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	5, 0 0 0 円
一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	<u>5, 0 0 0 円</u>
一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	<u>5, 0 0 0 円</u>
浄化槽清掃業許可申請手数料	5, 0 0 0 円
前各号の許可証に係る再交付手数料	<u>2, 0 0 0 円</u>

豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 5 0 年豊明市条例第 2 0 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（印鑑の登録資格） 第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号_____）に基づき、<u>本市の</u>住民基本台帳に記録されている者とする。 2 （略） （登録印鑑） 第 5 条 （略） 2 市長は登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。 <u>（1） 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u> （2） 職業、資格その他氏名_____以外の事項を表しているもの （3）～（6） （略） 3 市長は、前項第 1 号_____の規定にかかわらず、外国人住民_____のうち非	（印鑑の登録資格） 第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号。<u>以下「法」という。</u>）に基づき、<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者とする。 2 （略） （登録印鑑） 第 5 条 （略） 2 市長は登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。 <u>（1） 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号。以下「令」という。）第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第 3 0 条の 1 6 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u> （2） 職業、資格その他氏名、<u>旧氏又は通称</u>以外の事項を表しているもの （3）～（6） （略） 3 市長は、前項第 1 号<u>及び第 2 項の規定にかかわらず、外国人住民（法第 3 0 条の 4 5 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）</u>のうち非

漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(登録事項)

第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 氏名 (_____

_____)
外国人住民に係る住民票
に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称)

(4) ～ (7) (略)

(印鑑登録証)

第7条 (略)

2 (略)

3 印鑑登録証には、登録番号を記入するものとする。

4 印鑑登録証は、次に掲げる効力を有するものとする。

(1) (略)

漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(登録事項)

第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 氏名 (氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4) ～ (7) (略)

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができる。

(印鑑登録証)

第7条 (略)

2 (略)

3 印鑑登録証には、登録番号を記載するものとする。

4 印鑑登録証は、次に掲げる効力を有するものとする。

(1) (略)

(2) 市長は、印鑑登録証を持参して印鑑の登録の証明を受けようとする者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものであること。

(印鑑登録証の再交付)

第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚染し、又は損傷したときは、印鑑登録等申請書に印鑑登録証を添えて、市長に対して、印鑑登録証の再交付を申請することができる。

2・3 (略)

(印鑑登録証の亡失届)

第9条 印鑑の登録をしている者は、印鑑登録証を亡失したときは、直ちにその旨を印鑑登録証亡失届により、市長に対して届出なければならない。

2 (略)

(印鑑登録証明書交付の申請)

第10条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、豊明市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年豊明市条例第7号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証の添付及び確認を要しない。

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写

(2) 市長は、印鑑登録証を持参して印鑑の登録の証明を受けようとする者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとすること。

(印鑑登録証の再交付)

第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚染し、又は毀損したときは、印鑑登録等申請書に印鑑登録証を添えて、市長に対して、印鑑登録証の再交付を申請することができる。

2・3 (略)

(印鑑登録証の亡失届)

第9条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証を亡失したときは、直ちにその旨を印鑑登録証亡失届により、市長に対して届け出なければならない。

2 (略)

(印鑑登録証明書交付の申請)

第10条 (略)

2 (略)

3 第7条第4項及び前2項の規定にかかわらず、豊明市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年豊明市条例第7号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証の添付及び確認を要しない。

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写

し _____

_____について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては、氏名及び通称）

(2) ～ (4) (略)

2 (略)

(登録事項の職権修正)

第13条 市長は、住民基本台帳法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第14条第1項の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正するものとする。

(印鑑の登録抹消)

第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者が転出し、死亡し、若しくは氏名

_____（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。以下この項において同じ。）を変更したこと又は外国人住民にあっては住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと（日本国籍を取得した場合を除く。）その他その者に係る当該印鑑の登録を抹消すべき事由が生じ

し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては氏名及び当該通称）

(2) ～ (4) (略)

2 (略)

(登録事項の職権修正)

第13条 市長は、_____法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第14条第1項の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正するものとする。

(印鑑の登録抹消)

第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。以下この項において同じ。）を変更したこと又は外国人住民にあっては_____法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）その他その者に係る当該印鑑の登録を抹消すべき事由が生じ

たことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。
ただし、氏名_____を変更した場合において、登録されている印影を変更する必要のないときは、この限りでない。

2 市長は、転出、死亡_____又は住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなった場合（日本国籍を取得した場合は除く。）を除くほか、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、その旨を印鑑登録抹消通知書により、当該印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。

3 （略）

（雑則）

第18条 （略）

たことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。
ただし、氏名、氏又は名を変更した場合において、登録されている印影を変更する必要のないときは、この限りでない。

2 市長は、転出したこと、死亡したこと又は_____法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなった場合（日本の国籍を取得した場合は除く。）を除くほか、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、その旨を印鑑登録抹消通知書により、当該印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。

3 （略）

（委任）

第18条 （略）

豊明市農村環境改善センター条例（昭和52年豊明市条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第1（第8条関係） （単位 円） 【別記1 参照】	別表第1（第8条関係） （単位 円） 【別記1 参照】

【別記1】

現行

時間区分 室名	午前	午後	夜間	全日
	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 7 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0	9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
生活改善研究室	<u>1, 6 3 0</u>	<u>2, 1 8 0</u>	<u>1, 9 0 0</u>	<u>5, 7 1 0</u>
健康管理室	<u>1, 0 8 0</u>	<u>1, 4 4 0</u>	<u>1, 2 5 0</u>	<u>3, 7 7 0</u>
小会議室	<u>1, 2 9 0</u>	<u>1, 7 2 0</u>	<u>1, 5 1 0</u>	<u>4, 5 2 0</u>
大会議室	<u>2, 8 0 0</u>	<u>3, 7 4 0</u>	<u>3, 2 7 0</u>	<u>9, 8 1 0</u>
教養室	<u>9 8 0</u>	<u>1, 3 1 0</u>	<u>1, 1 5 0</u>	<u>3, 4 4 0</u>

改正後（案）

時間区分 室名	午前	午後	夜間	全日
	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 7 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0	9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
生活改善研究室	<u>1, 9 5 0</u>	<u>2, 6 1 0</u>	<u>2, 2 8 0</u>	<u>6, 8 4 0</u>
健康管理室	<u>1, 2 9 0</u>	<u>1, 7 2 0</u>	<u>1, 5 0 0</u>	<u>4, 5 1 0</u>
小会議室	<u>1, 5 4 0</u>	<u>2, 0 6 0</u>	<u>1, 8 1 0</u>	<u>5, 4 1 0</u>
大会議室	<u>3, 3 6 0</u>	<u>4, 4 8 0</u>	<u>3, 9 2 0</u>	<u>1 1, 7 6 0</u>
教養室	<u>1, 1 7 0</u>	<u>1, 5 7 0</u>	<u>1, 3 8 0</u>	<u>4, 1 2 0</u>

豊明勤労会館条例（平成15年豊明市条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（設置） 第2条 勤労者等の教養と文化及びスポーツの振興 <u>を図るため</u>、勤労会館を次のとおり設置する。 （1）・（2）（略） 別表（第7条関係） 施設使用料 （単位：円） 【別記1 参照】 備考 1 <u>多目的ホールについては、冷暖房費</u> 1時間当たり<u>1,020円</u>を加算する。ただし、使用時間を算定する場合、1時間未満の端数は1時間に切り上げる。 2 入場料の類を徴収する場合及び営利活動等を行う場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。 3 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。 4 備考2及び3の両方に該当する場合は、この表に定める使用料の4倍の額とする。 5 <u>研修室及び教養・文化室の室を分割して使用する場合は、この表</u>	（設置） 第2条 勤労者 <u>の地域福祉の向上を図るため</u>、勤労会館を次のとおり設置する。 （1）・（2）（略） 別表（第7条関係） 施設使用料 （単位：円） 【別記1 参照】 備考 1 <u>冷暖房利用の場合は、</u>1時間当たり<u>1,220円</u>を加算する。ただし、使用時間を算定する場合、1時間未満の端数は1時間に切り上げる。 2 入場料の類を徴収する場合及び営利活動等を行う場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。 3 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。 4 備考2及び3の両方に該当する場合は、この表に定める使用料の4倍の額とする。

に定める使用料の半額とする。

6 多目的ホールを半面使用する場合は、この表に定める使用料の半額とする。ただし、この場合においても冷暖房費は、規定どおりとする。

【別記1】

現行

使用区分 室名	午前	午後	夜間	全日
	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 7 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0	9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
研修室	1, 1 0 0	1, 4 8 0	1, 2 8 0	3, 8 6 0
教養・文化室	9 2 0	1, 2 2 0	1, 0 8 0	3, 2 2 0
多目的ホール	2, 2 8 0	3, 0 4 0	2, 6 6 0	7, 9 8 0

改正後（案）

使用区分 室名	午前	午後	夜間	全日
	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 7 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0	9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
多目的ホール	2, 7 3 0	3, 6 4 0	3, 1 9 0	9, 5 6 0

豊明市消防団条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 8 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（欠格条項） 第 6 条 次の各号の 1 に該当する者は、団員となることができない。 <u>（1）</u> <u>成年被後見人又は被保佐人</u> <u>（2）</u> <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者 <u>（3）</u> 第 7 条の規定により、<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 <u>（4）</u> （略）	（欠格条項） 第 6 条 次の各号の 1 に該当する者は、団員となることができない。 <u>（1）</u> <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者 <u>（2）</u> 第 7 条の規定により、<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 <u>（3）</u> （略）